

須賀川市選挙管理委員会告示第26号

令和8年10月25日執行の福島県知事選挙に伴い公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書きの規定に基づき、令和8年9月17日から令和8年10月25日までの期間は、選挙人名簿登録の移替えを行わない。

令和8年9月17日

須賀川市選挙管理委員会委員長      室   井      宏